

全国土地改良事業団体連合会
東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成金交付規程

平成23年6月23日 制定

(趣旨)

第1 全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第315号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要領（平成23年5月2日付け23農振第316号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に基づく助成を行うため、要綱第9の1の規定に基づきこの規程を定め、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成金（以下「助成金」という。）はこの規程の定めるところにより交付するものとする。

(助成金の交付方法)

第2 助成金の交付は、全土連が、要綱第8の3の規定により認定した東日本大震災償還助成計画（以下「助成計画」という。）に基づき、土地改良区（土地改良区が設立されていない場合にあっては市町村。以下同じ。）に対して行うものとする。

(助成金の額)

第3 助成金の額は、助成計画に定められた助成予定額を限度とする。

(助成金の申請)

第4 助成金の交付を受けようとする土地改良区は、要綱第9の3の(1)に基づき、助成金の交付を受けようとする各年度において、東日本大震災償還助成金交付申請書（別記第1号様式）（以下「交付申請書」という。）を、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付)

第5 地方土連は、第4に規定する交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容について審査の上、適当と認めるときは、交付の申請を行った土地改良区に対し、東日本大震災償還助成金交付承認通知書（別記第2号様式）により通知するとともに、助成金は原則として、当該申請書に記載された負担金の償還年月日の直前に、全土連から土地改良区に交付するものとする。

ただし、土地改良区が、助成金の対象の全部又は一部を、計画認定日以前に支払っている場合には、計画認定日後、直ちに交付するものとする。

(助成金の返還等)

第6 地方土連は、土地改良区において、助成金が要綱第9の4に規定する用途以外に充てられたと認められた場合には、当該適当でないと認められた額を土地改良区から要綱第9の

5の規定により返還させるものとする。

第7 地方土連は、土地改良区に対する助成金を交付した後、その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合は、当該適当でないと認められた額を返還させるものとする。

(報告等)

第8 地方土連は、助成金の交付を行った土地改良区に対し、当該助成金に関する報告を求め、又はその職員をして当該助成金に関する帳簿、書類等の調査を求めることができるものとする。

附 則

この規程は、農村振興局長の承認のあった日（平成23年8月26日）から施行する。

(別記第1号様式)

平成 年度東日本大震災償還助成金交付申請書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会 長 殿

住 所
受入主体名
代表者名 印

平成 年度東日本大震災償還助成金について、東日本大震災償還助成金交付規程第4
の規定に基づき、金 円の交付を申請します。

(内訳)

負担金の区分	地区名	平成 年度			東日本大震災 償還助成金 交付申請額 (回)	償還 (予定) 年月日	交付済額等	
		償還 予定額	10a当たり償還予定額				交付済額 (千円)	交付年月日
			うち利息額					
(1)国営土地改良事業								
(2)独立行政法人 水資源機構事業								
(3)独立行政法人 森林総合研究所事業								
(4)国庫補助事業								
(5)その他								
合 計								

(別記第2号様式)

平成 年度東日本大震災償還助成金交付承認通知書

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

殿

全国土地改良事業団体連合会
会 長 印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度東日本大震災償還助成金
については、申請のとおり承認します。

なお、当助成金については、東日本大震災償還助成金交付規程の定めるところにより、
後日交付します。